

3

電子マニフェスト制度

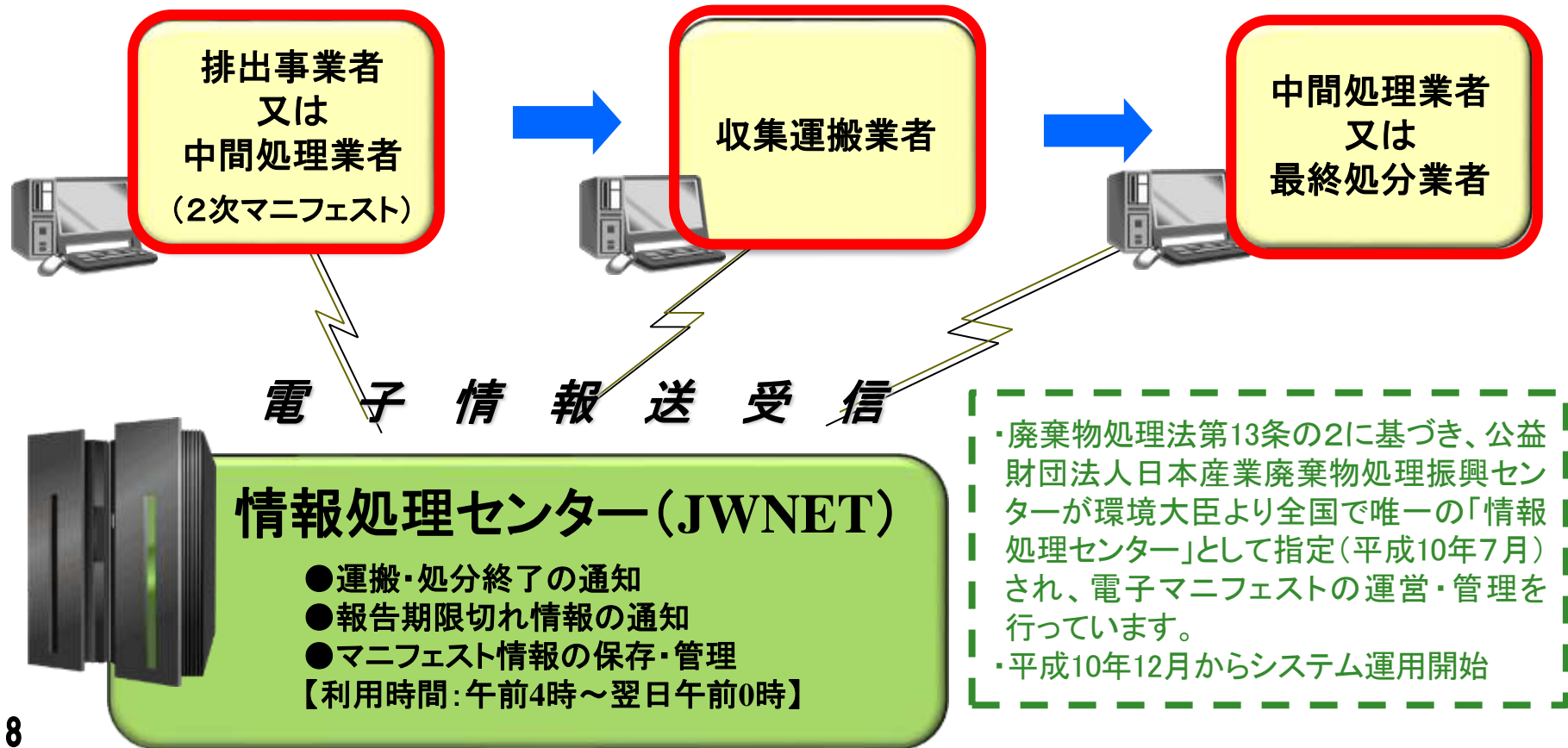


公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストセンター

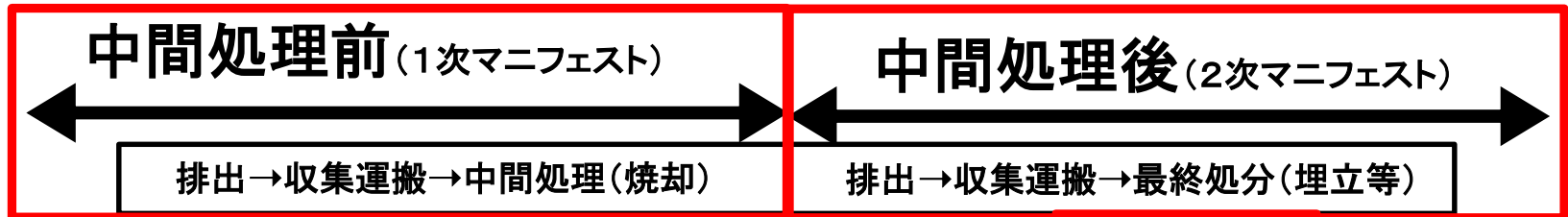
電子マニフェストとは…






電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークで、マニフェスト情報を電子化してやりとりする仕組みです。

排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者の加入が必要

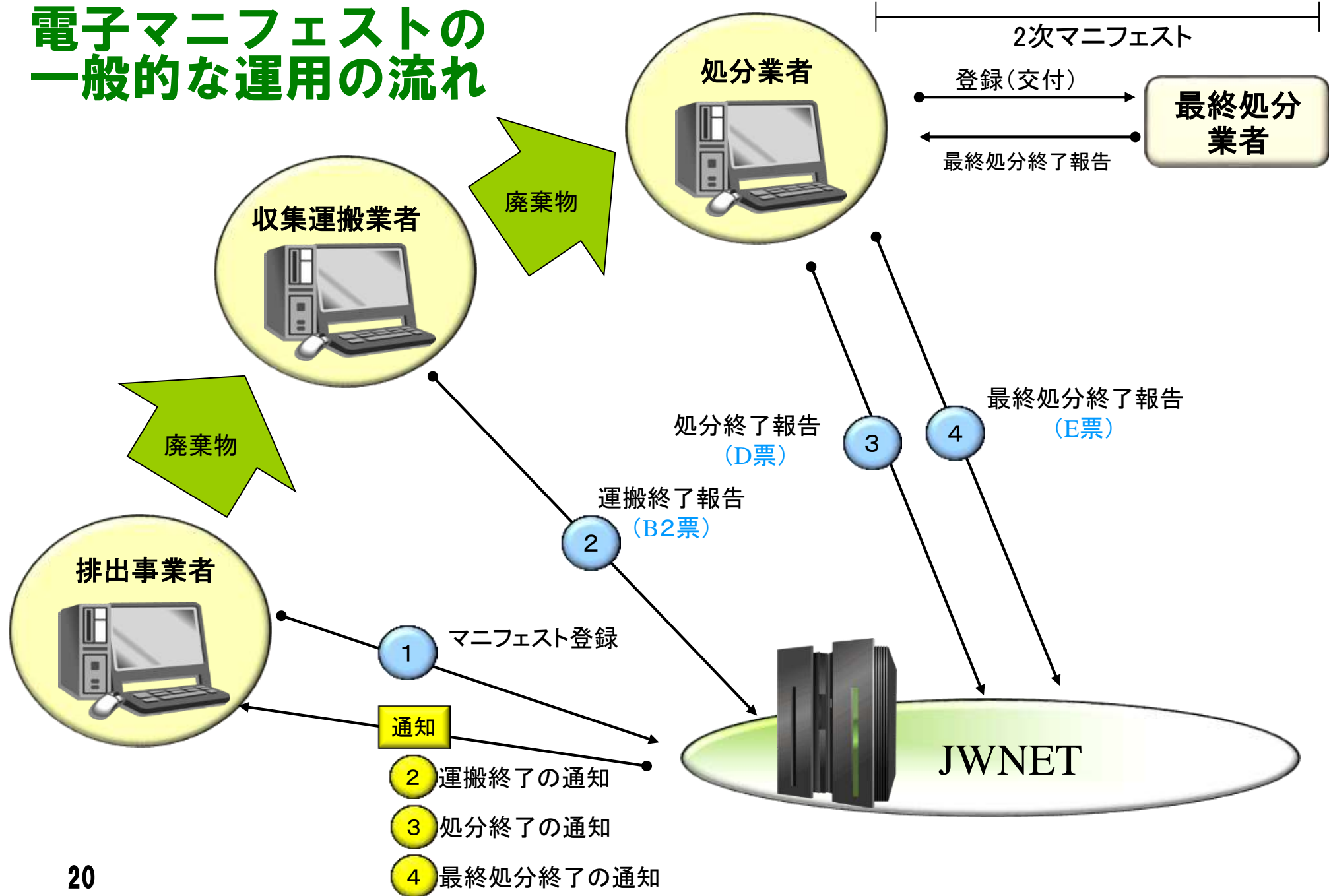


電子マニフェストの運用ケース



運用 ケース	排出 事業者	収集運搬 業者	中間処理業者		収集運搬 業者	最終処分 業者
			処分受託者	処分委託者		
I	電子マニフェスト 				電子マニフェスト 	
II	電子マニフェスト 				紙マニフェスト 	
III	紙マニフェスト 				電子マニフェスト 	
IV	電子マニフェスト 				—	

電子マニフェストの一般的な運用の流れ



4

電子マニフェストと 紙マニフェストの運用比較

(1) 排出事業者における運用比較

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの交付・登録	<p>○廃棄物を収集運搬業者または処分業者に引渡した日から、3日以内※にマニフェスト情報をJWNETに登録</p> <p>※3日以内には以下の①～③は含まれません。 ①廃棄物を引渡した日 ②土日及び祝日(国民の休日) ③年末・年始(12月29日～1月3日) 以下、同様。</p>	<p>廃棄物を収集運搬業者または処分業者に<u>引渡しと同時に</u>、マニフェストを交付</p>
処理終了確認	<p>JWNETからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の<u>通知(電子メール等)や一覧表により確認</u></p>	<p>○運搬終了報告: B2票とA票を照合して確認 ○処分終了報告: D票とA票を照合して確認 ○最終処分終了報告: E票とA票を照合して確認</p>
マニフェストの保存	<p>マニフェストの保存が不要 (JWNETが保存、5年分は照会・ダウンロード可能)</p>	<p>○交付したマニフェストA票を5年間保存 ○収集運搬業者及び処分業者より送付されてきたB2票、D票、E票を5年間保存</p>
産業廃棄物管理票交付等状況報告	<p>都道府県・政令市に排出事業者からの報告は不要 (JWNETが報告)</p>	<p>報告書を作成し、都道府県・政令市に排出事業者が自ら報告書を提出</p>

(2) 収集運搬業者における運用比較

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
運搬終了報告	運搬終了日から 3日以内 に、必要事項を入力し、JWNETに報告	運搬終了日から 10日以内 に、必要事項を記載したマニフェストの写し(B2票)を、排出事業者に送付
マニフェストの保存	マニフェストの 保存が不要 (JWNETは、マニフェスト情報を保存)	処分業者より送付された C2票を5年間保存

(3) 処分業者における運用比較

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
処分終了報告	処分終了日から 3日以内 に、必要事項を入力し、情 JWNETに報告	処分終了日から 10日以内 に、必要事項を記載したマニフェストの写し(D票)を、排出事業者に送付
マニフェストの保存	マニフェストの 保存が不要 (JWNETは、マニフェスト情報を保存)	C1票を5年間保存

参考 登録期限3日とは

3日の数え方

引渡日は3日間に含めず、月曜日に廃棄物を引渡したときは、木曜日までに登録してください。

← 登録期間 →

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日
★引渡日	1日目	2日目	3日目

ケース1：金曜日に廃棄物を引渡した場合

土日は3日間の期間に含まれないため、水曜日までに登録してください。

← 登録期間 →

金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
★引渡日			1日目	2日目	3日目

ケース2：金曜日に廃棄物を引渡し、火曜日が祝日の場合

土日、祝日は3日間の期間に含まれないため、木曜日までに登録してください。

← 登録期間 →

金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日
★引渡日			1日目	(祝日)	2日目	3日目

5

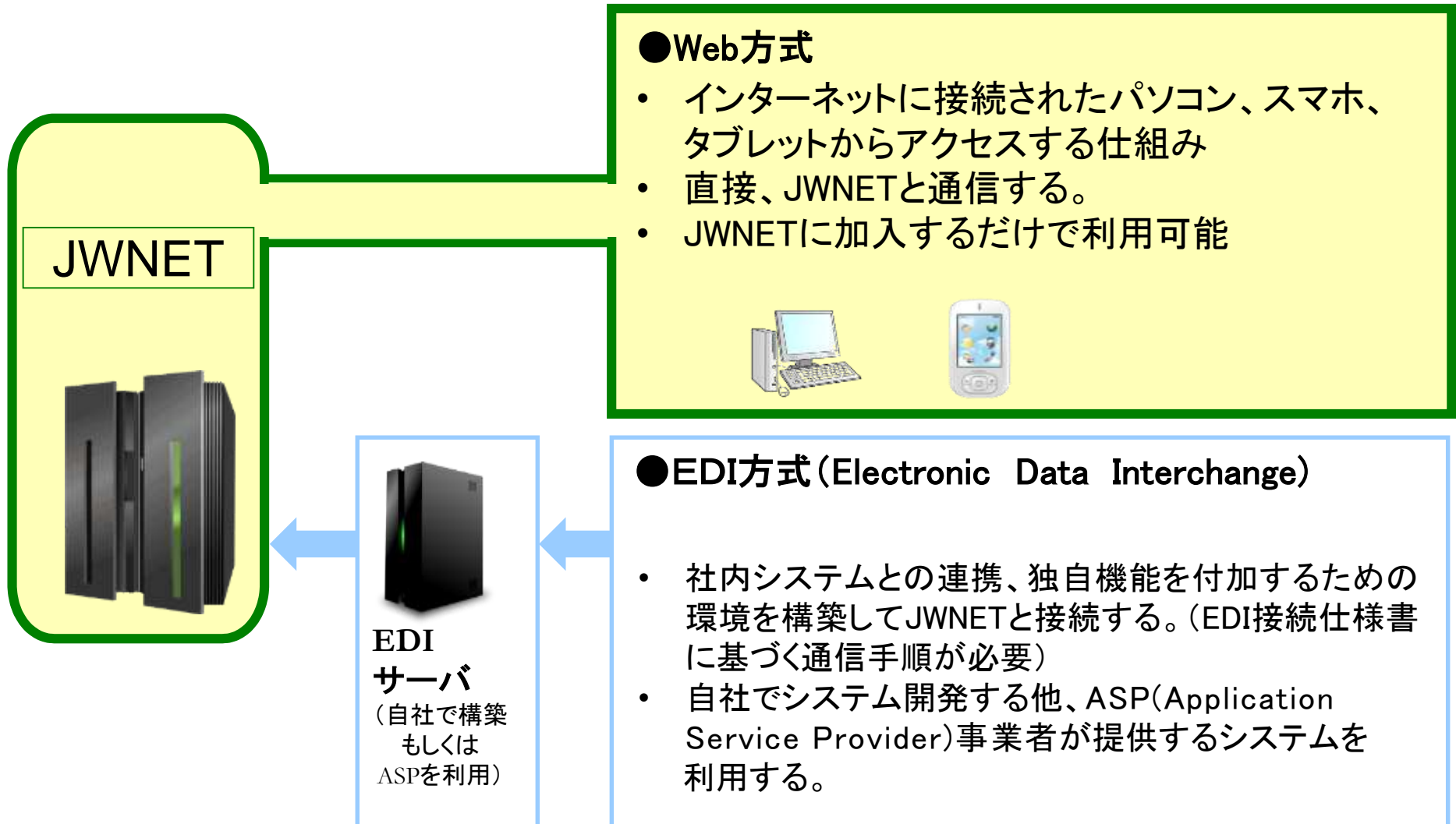
電子マニフェストシステムへのアクセス方法 (JWNET=電子マニフェストシステム)



公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストセンター

電子マニフェストシステムへのアクセス方法

電子マニフェストシステム (JWNET) へのアクセス方法は、Web方式、EDI方式があります。



EDI方式とは

どのような場合に利用するか

電子マニフェストをより便利に使いたい、WEB版にない機能を使いたい場合に、自社の運用に合わせて設計された画面から電子マニフェストを利用することができる。

自社構築とASP利用

JWNET加入者



【自社でEDIサーバを構築】

- 自社の運用に合わせた機能・画面を構築可能。
- 自社の基幹システムとの連携も可能。
- EDI連携のためのシステム構築が必要。
- WEB版との併用も可能。

EDI連携

EDI連携

JWNET加入者



ASP

サービス
提供会社

契約

【第三者提供サービスを介して利用】

- 業界別に使いやすい機能・画面を提供する会社(ASP)と契約することで利用可能。
- WEB版との併用も可能。



建設業におけるASPを活用した運用 [携帯端末を活用した事例]



〇〇建設会社



社内基幹システム




処理業者




マニフェスト業務
請求業務等


排出事業場(工事現場)



携帯電話等を利用した
現場での簡便な入力



承認パスワードを入力



現場担当者による承認

6

電子マニフェストの 特徴とメリット

電子マニフェスト導入のメリット

電子マニフェストには、電子化の特性である「**情報共有**」と「**情報伝達の効率化**」により、情報管理の合理化が進み、以下のメリットがあります。

<導入のメリット>

(1) 事務処理の効率化(事務負担の軽減)

(2) 法令遵守(コンプライアンス)

(3) データの透明性

(1) 事務処理の効率化 (事務負担の軽減)

効率化のポイント

- ① 操作が簡単で手間がかからない
- ② マニフェストの保存が不要
- ③ 廃棄物の処理状況の確認が容易
- ④ 終了報告の返送の手間を省くことができる(処理業者)
- ⑤ 過去5年間の登録したマニフェスト情報を容易に照会
- ⑥ 照会したマニフェスト情報のダウンロード(集計・加工)が可能
- ⑦ 産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要